

現行計画の「5つの重点推進項目」の振り返り

重点推進項目1 障害のある子どもへの支援を充実します

現行計画の内容

障害を早期に発見し、早い段階で療育を受けることは、障害の軽減や社会適応能力の向上に有効であるとされています。

しかし、アンケート調査やヒアリング調査の結果、市内における早期発見・早期療育を行う体制が十分ではないという意見が多く寄せられました。

また、障害の発見から療育、教育、福祉といった支援が途切れることなく提供されることが望ましいにもかかわらず、就学や学校卒業というライフステージの節目において支援が途切れてしまいがちであるのが現状です。

今後は、早期発見・早期療育の体制をさらに充実させ、必要な療育や支援が必要な時に受けられる体制を整備するとともに、保健・医療・福祉・教育の相互の連携をさらに進め、障害のある子どもがライフステージを通じて切れ目なく支援を受けられる体制の整備を進めます。

また、障害のある子どもを持つ保護者に対する、メンタルケアを含めた支援についての検討を進めます。

いままでに進めてきたこと

○ 早期発見・早期療育体制の充実

- ・ 全数対象の乳幼児健康診査を有効に生かしつつ、その後の療育に結び付けていく体制の整備を進めた。
- ・ 幼稚園・保育園等の職員向けの公開講座の開催、園職員の相談への対応など、園での対応力の強化を進めた。
- ・ 心理士による障害者巡回相談を実施し、支援を行うとともに関係機関との連携に努めた。
- ・ 幼稚園では、発達障害が疑われる子どもの保護者に対して丁寧に対応し、障害等への理解を促し、ひいらぎ等の療育機関への紹介や連携に努めた。
- ・ 要保護児童対策地域協議会発達支援支部において、未就学児について情報共有を行った。
- ・ 就学前機関との連携強化のため、ひいらぎの保護者会で就学相談や教育相談、就学後の支援体制等について説明した。

○ 障害のある子どもを持つ保護者への支援

- ・ 障害のある子を持つ保護者によるペア・ピアカウンセリングを実施した。
- ・ ペアレントトレーニングの講座を開催し、子どものかわり方について保護者向けの講習を行った。
- ・ 保護者からの相談を受け、就学相談や教育相談において、障害児教育の専門家や臨床心理士等による支援を行った。

○ 療育・教育相談事業の推進

- ・ ひいらぎにおける29年度の相談対応件数は240件、幼稚園・保育園等への訪問による相談件数は70件。
- ・ 教育相談センターにおいて、幼児から高校生年齢までの子どもや保護者のカウンセリングを行った。

○ 障害児の放課後等の居場所の充実

- ・ 放課後等デイサービス等の事業所の設置に協力し、29年度、新たに1か所の事業所が設置された。

昨年実施した調査の結果

■ 児童調査の結果では、次のような要望等があげられています。(自由回答)

<相談に関すること>

- ・ 相談窓口を一本化してほしい。 ・ 相談支援先の一覧を用意してほしい。
- ・ 就学してからの相談場所が、学校以外わからない。

- ・ 困りごとを自分のこととして考えてくれる、サービスの内容をよく理解している相談員が望ましい。
- ・ 個別の支援も大切だが、家族単位で(兄弟のことなど)考えてくれる相談員が望ましい。

<情報提供に関すること>

- ・ 欲しい情報が自分で探さないと見つからない。どのようなサービスがあるか市から積極的な発信を望む。
- ・ 年齢に応じて受けられるサービスや事業所を詳しく教えてくれる窓口があると助かる。
- ・ いただいた事業所のリストは住所と電話番号が載っているだけで、何をしてくれるのか、利用できるのかもわからない。

<放課後の活動や余暇活動等に関すること>

- ・ 高校卒業後の居場所、余暇活動の場がない。休日に楽しめる場所やイベントなどが近くにあるとよい。
- ・ 障害児が参加できる市のスポーツ教室は小学生対象クラスしかない。大人になってもスポーツなどに参加する機会がほしい。

<特別支援教室・通級指導学級の児童・生徒(保護者)から>

- ・ 病名はつかずグレーゾーンでも苦手なことはあり、生活のしづらさは感じる。そのような子どものことも考えてほしい。
- ・ いつも辛いのは“いま”。誰でも参加できる意見交換会のようなものがあれば、不安な気持ちも乗り越えられるのではないかと。
- ・ 子どもの特徴や個性に対する支援の方法についての講演の機会をもっと増やしてほしい。

■ 障害者施策に対する市への要望の上位項目は次の通りです。(複数回答)

- 1位 障害のある子どもたちの可能性を最大限に伸ばすような教育を進めること (85.2%)
- 2位 障害のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること (70.5%)
- 3位 家族などの介護者の休息や負担軽減を支援すること (64.4%)
- 4位 利用できる施設を増やすこと (54.4%)
- 5位 障害者サービスや福祉に関する情報提供を充実させること
- 6位 相談体制を充実させること (47.7%)

【5年間の取組等を踏まえた課題】

- ◎ 「相談窓口がわからない」、「必要な情報が得られない」とする指摘がある。気軽に相談できる、必要な情報を得られる体制・方法にはどのようなものがあるか。
- ◎ 保護者や介護者の負担軽減(家族のレスパイト(休息・息抜き・小休止)や、家族からの相談への対応方法等)は継続的な課題。支援をどのように進めていったらよいか。
- ◎ 手帳を所持していない子どもへの支援の充実。

上記の課題等を踏まえた重点推進項目1の見直し案

障害のある子どもへの支援を充実します

➡ 障害のある子どもや家族への支援を充実します

(子どもへの支援に加え、家族支援の視点をより強く打ち出します。)

現行計画の「5つの重点推進項目」の振り返り

重点推進項目2 障害や障害のある人への理解を推進します

現行計画の内容

障害や障害のある人への理解については、障害のある人の社会参加が進んできたこともあり、少しずつ進んでいます。しかしながら、アンケート調査やヒアリング調査の結果では、「障害があることによる差別や人権侵害を感じる」という回答の割合が一定程度あり、障害のある人が地域で生活したり外出をする上での「社会的障壁」が完全には除去されていない現状が明らかになりました。

障害のある人たちがかけがえのない個人として尊重され、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現するためには、こうした「社会的な障壁」を取り除いていくことが必要であり、そのためには障害や障害のある人に対する理解が重要となります。

今後も引き続き、普及・啓発活動や交流会等の様々な機会や学校教育の場を通じて、障害や障害のある人への理解推進のための取組みを進めるとともに、新たな交流の機会を広げていきます。

いままでに進めてきたこと

○ 市報や各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実

○ 障害者団体の交流機会の活用

○ 障害者総合支援センターと地域の交流促進

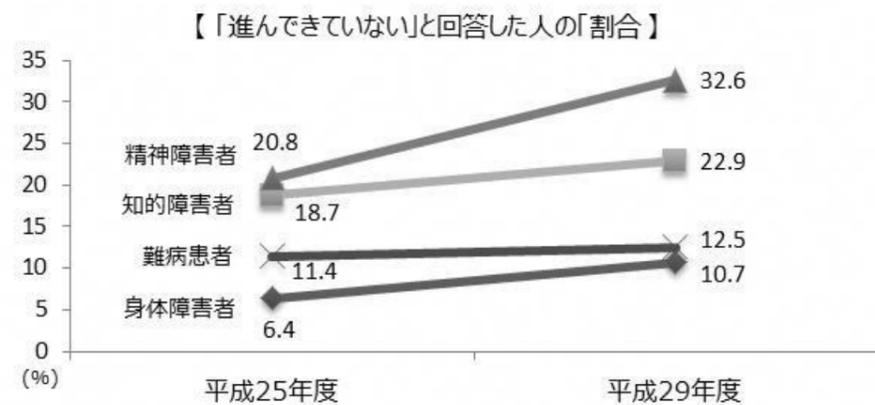
- ・ 市民まつりにブース出店を行い、ヘルプカード、ヘルプマーク、障害者差別解消法に関する普及啓発を行った。
- ・ 障害者週間に、アスタセンターコートを利用した事業所・団体の紹介、製作品の販売を行ったほか、講演会を実施した。
- ・ 「フレンドリー」において、フレンドリー祭りを開催し、各事業所、一般利用団体、地域住民との交流を図った。

○ 障害のある人をサポートする仕組みの検討

- ・ 29年度には、障害者サポーター養成講座を7回実施し、「ヘルプカード」「サポートバンダナ」の普及啓発を行った。

昨年実施した調査結果から

■ 障害や障害者に対する市民の理解が「進んでいない」と回答した人の割合は、前回調査に比べ増加しています。



■ 障害や障害者への理解を深めるために必要だと思うことの上位項目は次の通りです。(複数回答)

- ・ 障害／難病や障害者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発 (身体障害者1位・難病患者1位)
- ・ 学校における福祉教育の充実 (精神障害者1位)
- ・ 障害のある人との交流を通じた障害への理解の促進 (知的障害者1位)

■ 理解や権利擁護、差別・人権侵害については、次のような要望等があげられています。(自由回答)

<身体障害者>

- ・ 障害者用の駐車スペースに健常者がとめている。行政から指導し、一般的なモラルの向上を目指してほしい。
- ・ 障害者シールやヘルプカードをつけていても、理解されないことが多い。

<知的障害者>

- ・ 見た目でもわかりにくい障害はなかなか理解されない。もっと障害のことを理解してくれる人が増えると住みやすい市になる。
- ・ 地域で生活していくためには、就労先住むところもまだ少ない。グループホームや就労施設の建設で、地域から「No」と言われてしまうことも残念。

<精神障害者>

- ・ 職場で障害のことを打ち明けたら、比較的仕事量の少ない部署に異動させてもらえた。職場での理解はとても大きいと思う。

<特別支援教室等利用者>

- ・ 発達障害は理解が得られにくい。先生だけが理解して、苦手なことをほめてくれても、生徒からは非難される。生徒たちに発達障害についての理解を深める授業等をもっと増やしてほしい。

【5年間の取組等を踏まえた課題】

- ◎ アンケート調査では、障害や障害者に対する市民の理解が「進んでいない」と回答した人はやや増加傾向にあり、理解に向けた継続的な取組が求められる状況にある。様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」*を推進するにはどのような取組が必要になるか。
- ◎ 特に、外見からはわかりにくい障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図るためには、どのような取組が考えられるか。

* 「心のバリアフリー」：「第4次障害者基本計画」より引用

上記の課題等を踏まえた重点推進項目2の見直し案

障害や障害のある人への理解を推進します

➡ 障害や障害のある人を理解し、支え合う地域を目指します

(当事者のことを「理解する」から更に進み、互いに支え合い、助け合うことを目指します。)

現行計画の「5つの重点推進項目」の振り返り

重点推進項目3 相談支援体制を充実します

現行計画の内容

アンケート調査やヒアリング調査の結果から、各ライフステージや相談の内容によって相談窓口が異なることで、相談の情報が途切れてしまい、相談者は窓口が変わる度に何度も同じ内容を説明しなければならないという現状が明らかになりました。

また、地域活動支援センターについては、知的障害者の利用を中心とするものが市内に設置されていないのが現状です。

こうした現状を改善し、ライフステージを通じて切れ目のない支援を提供するためには、個々の相談窓口の充実とともに、それぞれの相談機関が相互に連携することが大切です。

今後は、知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの新設を含めた相談窓口の充実と、「基幹相談支援センター」を含めた相談機関のネットワーク化の推進等、相談支援体制の充実に向けた検討を継続します。

いままでに進めてきたこと

○ 相談機関相互の連携の推進

- ・ 切れ目のない相談支援体制を構築することを目的に、庁内関係課による検討委員会を開催し、子ども相談業務において、情報共有の必要性和連携の円滑化について検討した。
- ・ 学齢期においては、各学校で「教育支援システム」を活用し、情報を引き継ぐことによって、学年進行・中学校進学における横断的で継続的な指導に生かすことができた。加えて、本システムの情報を特別支援教室・通級及び特別支援学級といった学校・学級をまたいで共有することで横断的な指導にも生かせるようになった。
- ・ 基幹相談支援センターと相談支援センターえぼっくにおいて、定例的なケース会議を行い、連携強化を図った。
- ・ 相談支援部会において、事例検討や相談支援マニュアルの作成について検討し、相談支援機関との連携強化に努めた。

○ 地域活動支援センターにおける相談支援体制の充実

- ・ 相談支援部会において、事例検討等を行い、情報を共有することで、相談支援体制の充実に努めた。
- ・ 知的障害者を主に対象とする地域活動支援センターについては、28年度に設置済み。

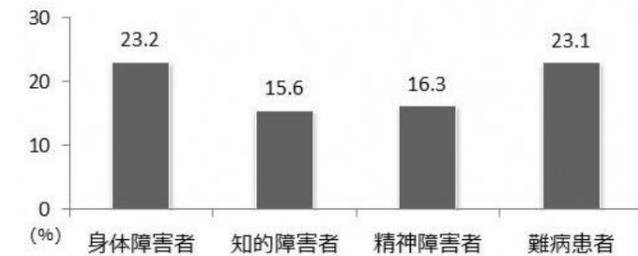
本市の相談窓口

- ・ 障害福祉課（福祉事務所） ・ 基幹相談支援センター
- ・ 障害者総合支援センター「フレンドリー」 ・ 相談支援センター・えぼっく
- ・ 地域活動支援センター（保谷障害者福祉センター、地域活動支援センター ハーモニー、地域活動支援センター ブルーム）
- ・ 障害者就労支援センター・一歩 ・ 障害者虐待防止センター（障害福祉課）
- ・ 保育課 ・ こどもの発達センターひいらぎ ・ 児童青少年課 ・ 教育委員会教育支援課
- ・ 西東京市社会福祉協議会・地域福祉推進係 ・ ボランティア・市民活動センター（西東京市社会福祉協議会）
- ・ 権利擁護センターあんしん西東京（西東京市社会福祉協議会） ・ 民生委員

昨年実施した調査結果から

- 悩みごとや心配ごとがあるときに、家族や親せき以外に「特に相談できるところがない」と回答した人の割合は、身体障害者と難病患者では2割を超え、知的障害者・精神障害者でも15～16%となっています。

【相談できるところが「特になし」と回答した人の「割合」】



- 相談については、次のような要望等があげられています。（自由回答）

- ・ どこで、どんなことを、相談できるのかわからない。
- ・ 発達障害があると、中学、高校、大学、就職と様々な段階で問題が起こってくるが多々ある。子どもから社会人までを一貫して支援してくれる相談機関を切望する。
- ・ 相談機関や支援を充実させてほしい。 ・ 相談窓口にもっと行きやすくなったらありがたい。
- ・ 相談窓口がワンストップ化されていない。また、対応者の力量差にとまどうことがある。
- ・ 就学にあたり様々な手続きが必要になるが、手続きで困ったときの相談先がわからない。

【5年間の取組等を踏まえた課題】

- ◎ 相談先がない（確保できていない）人を減らしていくためには、相談支援機関の更なる認知、浸透に加え、各機関や窓口が相談しやすい存在となっていく必要がある。
- ◎ 相談しやすい「相談窓口」、「相談方法」等の検討や、相談の質の向上。
- ◎ 相談に係る地域資源の拡充や連携。

＜参考＞『第4次障害者基本計画（国、平成30年3月）』で示されている基本的な方向

➤ 相談支援体制の構築

障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障害種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図る。

相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障害者等の相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの必要性を周知し、その設置を促進する。また、関係機関の連携の緊密化や地域の実情に応じた体制整備についての協議会の設置を促進し、その運営の活性化を図ることにより、障害者等への支援体制の整備を進める。

家族と暮らす障害者について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援する。また、ピアサポーターの育成を行うとともに、ピアカウンセリング、ピアサポート等の障害者・家族同士が行う援助として有効かつ重要な手段である当事者等による相談活動の更なる拡充を図る。

上記の課題等を踏まえた重点推進項目3の見直し案

相談支援体制を充実します

➡ 誰もが気軽に相談できる体制を構築します

（相談支援の充実に関して抽出された複数の課題のうち、特に「相談がしにくい」という点への対応をより強化します。）

現行計画の「5つの重点推進項目」の振り返り

重点推進項目4 障害のある人の社会参加を支援します

現行計画の内容

障害のある人が主体的に社会の中でいきいきと活動できるよう、障害のある人の就労や日中活動といった社会参加に対する支援を行います。

具体的には、一般就労へとつなげるための支援として、障害の特性に合わせた雇用の場の開拓や、障害者施設等への優先調達等を通じ、障害のある人が働きやすい環境づくりを進めます。

また、就労訓練の場の拡充に向け、民間法人による就労継続支援や就労移行支援等の事業所の誘致を進めます。

日中活動の場の確保としては、知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置に向けた検討を進めるとともに、文化・芸術・スポーツ等の活動や生涯学習、余暇活動に対する支援を継続します。

いままでに進めてきたこと

○ **知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置** : 平成28年度に設置。

○ 就労援助事業の実施

- ・ 障害者就労支援センター「一步」にコーディネーターを配置し、必要な支援を行った。
- ・ 障害者就労支援セミナーを開催し、関係機関とのネットワーク構築に努めた。

○ 就労機会の拡大

- ・ 障害者就労支援センターの職員が特別支援学校運営会議及びハローワーク連絡会議に参加するとともに、ハローワーク職員を講師として招いて障害者就労支援セミナーを開催し、情報交換等を行い、雇用促進を図った。

○ 授産製品の販路拡大

- ・ 障害者週間イベントとして、アスタを会場に、障害者団体・事業所の紹介、販売会を実施した。

○ 障害者施設等への優先購入（調達）の推進

- ・ 障害福祉サービス事業所等の提供する・物品・サービスの優先購入を実施している。また、市が締結する契約においては、障害福祉サービス事業所との随意契約を認めている。

<障害者就労施設等からの調達実績>

	物品	役務	合計
平成28年度	586,877円(61件)	11,031,708円(70件)	11,618,585円(131件)
平成27年度	511,312円(30件)	9,487,802円(58件)	9,999,114円(88件)

○ 就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所の誘致

- ・ 検討を進めているが、誘致には至っていない。

昨年実施した調査結果から

■ **障害者の雇用を促進する上で市内で不足していると思われるサービスとしては、知的障害者では「自立した生活を目的としたグループホームや一人暮らしに対する支援」をあげる人が最も多くなっています。(複数回答)**

- <知的障害者>
- 1位 自立した生活を目的としたグループホームや一人暮らしに対する支援(44.8%)
 - 2位 職種の拡大や近隣地域での就職先の確保(43.8%)
 - 3位 企業や地域における障害理解をすすめる支援(37.5%)

- <精神障害者>
- 1位 企業や地域における障害理解をすすめる支援(32.6%)
 - 2位 就職や転職について相談を受けるサービス(31.4%)
 - 3位 種の拡大や近隣地域での就職先の確保(29.1%)

■ 事業所・団体ヒアリングでは、次のような意見が聞かれました。

- ・ 障害者に対する求人の多くが非正規雇用であり、正社員で働いている人はわずか。収入や雇用の安定も重要だが、障害者のキャリアも考えていく必要がある。
- ・ 事務系、オフィスワークの就労を意識し、市内にも1か所、パソコン系のプログラムを行う事業所があるとよい。
- ・ 生活介護、就労継続支援B型の利用者の高齢化が進んでいる。B型の利用者は、年齢を重ねると作業の量や質が低下するため、能力や特性に合った別の事業所に移れる環境になるとよい。
- ・ 休日に1日中、駅に座っているような人もいる。余暇支援に係る取組をさらに拡大すべき。
- ・ 社会人になった障害者が、仕事帰りや休日に気軽に立ち寄り、触れ合う機会が少ない人とおしゃべりする機会があるとよい。

【5年間の取組等を踏まえた課題】

- ◎ 就労に関しては、「障害者就労施設における工賃向上」、「福祉施設から一般就労への移行の促進」、「一般就労後の職場定着」等が課題。一般就労の拡大に向けては、企業との更なる連携等も必要だと考えられる。
- ◎ 日中生活の充実については、事業所の誘致等に取り組み、社会資源の充実に努めてきたところだが、障害者に対し、より多くの「選択肢」を提供していくことが課題。

<参考>『第4次障害者基本計画(国、平成30年3月)』で示されている基本的な方向

> 雇用・就業、経済的自立の支援

障害者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障害者がその適性に依りて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図る。また、一般就労が困難な者に対しては福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進する。

> 文化芸術活動・スポーツ等の振興

全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与する。また、レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図る。さらに、地域における障害者スポーツの一層の普及に努めるとともに、競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成強化を図る。

上記の課題等を踏まえた重点推進項目4の見直し案

障害のある人の社会参加を支援します

➡ 障害のある人の活躍を後押しします

(就労やスポーツなど、さまざまな分野で、個人個人の持つ能力やスキル、関心意欲等がより発揮できるようになることを目指します。)

現行計画の「5つの重点推進項目」の振り返り

重点推進項目5 地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します

現行計画の内容

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるためのまちづくりを、ハード、ソフトの両面から推進します。

ハード面では、公共交通機関や公共施設をはじめとした建造物、道路等のバリアフリー化を計画的に進めるとともに、防災・防犯対策を継続的に実施していきます。

ソフト面では、「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」との連携により、成年後見制度等の権利擁護のための制度・事業の利用促進と普及に努めるとともに、平成24年10月に設置された「障害者虐待防止センター」において、窓口での適切な対応や虐待防止に関する普及・啓発活動を継続していきます。

また、障害のある人の保護者の高齢化が進む中、「親亡き後」の生活に不安を感じる声が多くあげられていることから、障害のある人の地域における居住の場として、民間法人によるグループホーム等設置の誘致を引き続き進めていきます。

いままでに進めてきたこと

○ 障害者虐待防止センター機能の充実

- ・ 障害者虐待防止センターの窓口を設置し、虐待の通報・届出に対する迅速・適切な対応や、虐待の未然の防止に努めた。
- ・ 関係各課と共同で、虐待防止に関するイベントを実施し、市民まつりにおいても啓発活動を行った。

○ 権利擁護センター・あんしん西東京との連携

- ・ 成年後見制度の利用が必要なケースについては、「権利擁護センター・あんしん西東京」につないでいる。
- ・ 権利擁護センターでは、29年度、945件の成年後見制度に関する相談を受け、申立ての手續支援を行うなどとともに、講演会の開催や、広報誌の発行などを通じて、権利擁護制度の普及啓発に努めた。

○ グループホーム等の整備

- ・ 社会福祉法人等による設置に協力し、新たに3件のグループホームが開設した。

○ 人にやさしいまちづくりの推進

○ 災害時要援護者避難支援プランの作成

- ・ 避難行動要支援者を対象とし、市内居宅介護事業所や指定特定相談支援事業所に委託をし、避難行動要支援者個別計画の作成を進めた。
- ・ 防災知識の普及啓発のために、多くの市民を対象に防災講話を実施した。

昨年実施した調査結果から

- 地震や台風などの際に求める災害対策としては、「避難しやすい避難所の整備」をあげる人が多いが、知的障害者と精神障害者では、「日頃からのアドバイス・情報提供」「地域で助け合える体制」を求める人も多い。

	1位	2位	3位
身体障害者	避難しやすい避難所を整備する	治療や服薬を継続するための医療を確保する	災害時に障害者用設備（トイレ、ベッドなど）を配置する
知的障害者	避難しやすい避難所を整備する	日頃から避難方法のアドバイスや情報提供を行う	地域で助け合える体制を整備する
精神障害者	避難しやすい避難所を整備する	日頃から避難方法のアドバイスや情報提供を行う 地域で助け合える体制を整備する	
難病患者	治療や服薬を継続するための医療を確保する	避難しやすい避難所を整備する	難病・障害に配慮した避難所の設置や福祉避難所を確保する

■ 事業所・団体ヒアリングでは、次のような意見が聞かれました。

- ・ 軽度知的障害者は、一人暮らしをできる能力はあるが、実際に一人暮らしをするには地域の支えも必要になる。地域の理解があると一人暮らしのハードルが下がる。
- ・ 保護者が亡くなった後の生活の場として、グループホームが不足している。
- ・ グループホームや居住の場を作る際など、周辺住民に理解を得にくいケースもある。
- ・ 身体障害者の居住支援施策が不足している。独居の身体障害者が転居先探しに困るケースがある。
- ・ 介護保険制度に移行する人が、不安なく、円滑に移行できる連携体制がとれるとよい。

【5年間の取組等を踏まえた課題】

- ◎ 障害者の高齢化、保護者の高齢化への対応として、居住の場となるグループホームの確保や、介護保険制度への円滑な移行に向けた体制づくり等が必要。
- ◎ 障害特性等に配慮した、災害対策の更なる充実。

<参考> 『第4次障害者基本計画（国、平成30年3月）』で示されている基本的な方向

> 安全・安心な生活環境の整備

障害者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障害者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障害者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障害者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進する。

> 防災、防犯等の推進

障害者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、第3回国連防災世界会議27で採択された「仙台防災枠組2015-2030」を踏まえつつ、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所（福祉避難スペース）を含む避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を推進する。また、障害者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進する。

> 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、地方公共団体、障害者団体等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、障害者差別解消法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開するとともに、事業者や国民一般の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障害者差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、障害者差別解消法等の実効性ある施行を図る。

また、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の適正な運用を通じて障害者虐待を防止するとともに、障害者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障害者の権利擁護のための取組を着実に推進する。

上記の課題等を踏まえた重点推進項目5の見直し案

地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します

➡ 障害のある人が暮らしやすいまちづくりを推進します

（必要なインフラや仕組み等が整っていることによる「安心」に加え、自分から必要な情報にアクセス・入手できるなど、総合的な暮らしやすさの向上を図ります。）

現行計画の「5つの重点推進項目」の振り返り

《その他の視点》

◎ 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

障害者一人ひとりの固有の尊厳を重視する条約の理念を踏まえ、障害者施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定及び実施する。その際、外見からは分かりにくい障害が持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障害は、症状が多様化しがちであり、一般に、障害の程度を適切に把握することが難しい点に留意する必要がある。

また、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害等について、社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図る必要がある。

特に発達障害については、社会全体の理解促進、家族支援、福祉・労働・教育・医療分野の取組等を総合的に進めていくことが重要である。（第4次障害者基本計画）

第5期障害福祉計画から

■ 発達障害への対応

発達障害の可能性が考えられる児童については、保護者が相談機関の利用に消極的になってしまうこと等により、支援につながりにくい状況も一部、見受けられます。また、発達障害児に対する、幼稚園、保育施設、小学校、中学校における切れ目のない支援体制の構築も求められています。

未就学児童への支援に関しては、就学以降の相談先となる相談機関の確保を進めていくほか、保護者が悩みを抱え込んでしまわないように、東京都発達障害者支援センター・TOSCAと連携し、ペアレントメンターの活動や、ペアレントトレーニング等を充実させることで、保護者を支援していきます。

◎ 障害者の高齢化への対応

※ 第5期障害福祉計画の重点項目として新たに設定

第5期障害福祉計画から

■ 障害福祉サービスと介護保険サービスとの緊密な関係

サービス利用者を中心に据えて適切な支援が実施されるよう、障害福祉サービスと介護保険サービスの連携を推進します。

特に、障害のある人が65歳を迎える際に、障害福祉サービスから介護保険サービスへとスムーズに移行する体制の構築を図ります。現状、西東京市では、ケアマネジャーを中心に、地域包括支援センターと障害福祉課とが連携し、障害のある人が65歳を迎える約1年前から移行に向けた取組を行っていますが、引き続き丁寧な対応を進めていきます。

「基幹相談支援センター」（障害福祉課）と「地域包括支援センター」（高齢者支援課所管）が連携し、情報共有を図るほか、互いの職員を対象とした講習会等を実施し、スキルアップを図ることで、障害福祉と高齢福祉の両分野での対応力向上を図ります。

また、ケアマネジャーをコーディネート役とした、地域包括支援センターと障害福祉課との連携においては、認識の共有化をより確実にするため、情報共有ツール（連携シート等）の活用を検討します。

◎ 医療的ケア児の支援

平成28年6月3日に施行された児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第2項の規定により、地方公共団体においては、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携の一層の推進を図るよう努めることとされた。

昨年実施した調査結果から

■ 事業所・団体ヒアリングでは、次のような意見が聞かれました。

- ・ 医療的ケアが必要な児童の支援として、居場所の確保、送迎の実施、家族への支援や負担軽減等を計画に盛り込んでほしい。
- ・ 民間事業者では、医療的ケアの必要な児童の受け入れは難しい。受け入れ促進に向けては、看護師等の人件費補助等の支援がなければ厳しい。

第5期障害福祉計画から

■ 医療的ケア児への支援の充実

NICU（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児（医療的ケア児）の数は増加傾向にあります。一方で、医療的ケア児を受け入れることが可能な日中活動の場や、短期入所事業所の数は少ないため、保護者等の介護負担も大きいことや、緊急時に預ける場所の確保等が課題となっています。

現在、「こどもの発達センター・ひいらぎ」で一定の受け入れを行っておりますが、今後新たにサービスが創設される、「訪問型児童発達支援」に参入する民間事業者の確保にも取り組み、医療的ケア児の療育及び日中活動の場の確保を図ります。

<参考> 医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について

（通達 平成28年6月3日）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成28年法律第65号。以下「改正法」という。）が本日公布され、改正法により新設された児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第2項の規定が本日施行された。これにより、地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携の一層の推進を図るよう努めることとされたところである。

については、各地方公共団体におかれては、下記の趣旨及び留意事項を十分ご理解の上、所管内の医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携体制の構築に向けて、計画的に取り組んでいただくようお願いする。